

氏名	F. L. シャオ			
学位の種類	博士 (法学)			
学位記番号	博甲 第 182 号			
学位授与の日付	2014 年 3 月 31 日			
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当			
学位授与の題目	Marginalisation and Disaster: Utilising International Law's Transformative Possibilities for Subalterns			
論文審査委員	主査	神奈川大学	教授	阿部浩己
	副査	神奈川大学	教授	井上匡子
	副査	神奈川大学	教授	山崎公士
	副査	オークランド大学	教授	ジョージ・ムスラキス

## 【論文内容の要旨】

1 1984 年にインドで勃発したボパール化学工場事故や 2011 年以来引き続く福島第一原子力発電所事故が雄弁に示すように、災害は、社会経済的・政治的資源を欠く人々に、より大きな不利益をもたらすものとして現前する。社会的被傷性 (social vulnerability) が強く社会において周縁化されるほどに、法を含む諸資源へのアクセスが困難になるという構造がその後背を成している。本論文は、正義・公正(justice/fairness)の観点から、こうした事態を是正するために国際法がいかなる可能性を持ちうるのかを考察するものである。

構成は、第 1 章を序章として、第 1 部 (第 2 章および第 3 章)、第 2 部 (第 4 章および第 5 章)、第 3 部 (第 6 章～第 8 章) から成る。なお、本論文は英語によって執筆されたものである。

2 劈頭の第 1 章では、著者の上記問題関心が具体的に提示されるとともに、本論文で用いられる方法論や術語の意味内容が解説される。特記すべきものとして、「災害(disaster)」は、社会的被傷性と外的な物理的危険が収斂した結果 (効果) として概念構成され、それゆえ客観的に同定される事実ではなく、社会的交渉の産物とされる。また、周縁化(marginalization)は、サブアルタン(subaltern)の概念と本質的な相似性をもつものとされており、こうして本論文がポストコロニアルな国際法観に触発されていることが宣言される。本論文は、災害を素材として、周縁化された人々に沈黙を強いる国際法の抑圧的構造を抉出するとともに、その国際法を用いて、周縁化された人々に裨益し得る理路を追究しようとするものにほかならない。

3 国際法にあって、災害にかかわる一群の規範・制度は国際災害法 (International Disaster Law) と称されるようになっていく。本論文は、第 1 部において、生成途上の国際災害法の基盤を明らかにする。

まず第 2 章では、人道(humanity)を中核原則とする国際災害法が災害後のみならず防止・緩和・復興の側面に射程を延伸しつつあることが確認されるとともに、この法分野が基本的に国家間の水平的な権利義務関係を規律するものとして構築されてきたことを示す。国際人権法の発展は国家に

対して個人に対する垂直的な義務を求める局面を押し広げているが、これまでのところ人権法を用いた国際災害法の人間化 (humanization) はソフト・ロー文書を通して顕現するにとどまり、人々は、国際災害法を構成する法規範文書の周縁に位置づけられたままにある。こうした国際法のあり方を、著者は正義の観点からきわめて問題があるとする。

第3章では、災害に関わる国際法学説が分析の対象となる。著者は、学説を3つに分類する。第1の「伝統的アプローチ」は、災害にかかる人間の被害を緩和し救済するため、一方では援助を受ける被災国の、他方では援助を提供する諸国の主権行使にいかに関心を向ける。典型的な主体/客体二分論に依拠するこのアプローチにあって、個人は専ら国家 (主体) による行為の対象 (客体) たる被害者 (victim) にすぎない。第2の「制限的主体アプローチ」は、国家間にとどまらず非国家主体との関係での権利義務関係にも分析を及ぼすもので、個人についても、人権のプリズムを通して権利の所在が説かれるが、その実現には国家や国際機構、NGOの行動が必要とされ、ここにも主体/客体の区分が依然として妥当していることが示唆される。これに対して第3の「関与者アプローチ」では、個人が国際的な権利を有し、その実現のために法過程に関与する能力を有する主体として定位される。もっとも、関与能力が顕現するのは国内法過程に限定されており、集団の権利や周縁化の概念も考慮されていない。

総じて、災害にかかる国際法学説は、個人を行為主体性 (agency) のない客体と見ている。しかし、災害によって被害を受けるのは抽象的な国家ではなく個人 (の集団) であり、個人が行為主体性を保持していることが災害研究でも広く認められていることからすると、上記諸学説には重大な欠落があると著者は批判する。

4 第2部では、周縁化された人々にとっての国際法の可能性が検討される。

著者は、第4章で、災害、被害者、周縁化された人々が国際法文書を通していかに立ちあげられてきたのかを実証的に検証する。国際法における災害の議論は18世紀に刊行されたエマニュエル・バツテルの『国際法』を嚆矢とするが、以来、国際連盟期を経て国際連合期にいたるまで、災害概念の拡張の軌跡を確認できる。当初、バツテルにあって「突然に生じる自然の外的危険」ととらえられていた災害は、国際連盟期に締結された国際救済連合 (International Relief Union: IRU) 条約では、きわめて不確定な概念の枠内ではあったものの、外的事象に対処する共同体 (人々) の能力に関連づけられて定義された。国際連合期になると、災害に関わる種々の条約が締結されるとともに多くの国連決議や行動計画等が採択され、国連災害救援調整事務所 (Office of the United Nations Disaster Relief Coordinator: UNDRP) など災害に対処するための国連機関も設置されることになる。その中にあって災害は、外的危険と被傷性が収斂した事象として理解され、また、これに伴い被害者の概念も国家から共同体、個人へと拡張し、しだいに被傷性や人々の被る苦痛に照準が合わせられていく。もっとも、そうではあっても、災害や被傷性の概念を決めるのは法を定立し解釈する力をもつ者であり、被傷性の淵源たる周縁化への関心も明らかでない。今後の国際災害法は、それゆえ、法の定立者と受益者との間に横たわる不均衡な関係性の問題に取り組むべきと著者は説く。

第4章が国際災害法の生成過程を実証主義的手法によって静態的に描き出したのに対して、第5章は、同じ生成過程の分析を、「下からの (from below)」視線に立って動態的に行う。ポストコロニアル・アプローチと連動する「国際法に対する第三世界アプローチ (Third World Approaches to International Law: TWAIL)」の手法を動員しながら、社会的・歴史的・政治的な要因の解析を通して、いかなる権力関係が作用してきたのかが活写される。具体的には、国際災害法の形成過程において節目となってきたバツテルの議論、IRU 条約、UNDRP 設置決議 (2816 (XXVIII))、「国際減

災の10年 (International Decade for Natural Disaster Reduction)」決議(46/182)、国連国際法委員会による「災害時における人の保護に関する条文案 (Draft Articles on the Protection of Persons in the Event of Disasters)」が検討対象とされ、同情 (compassion)、主権、政治経済的利害 (冷戦構造、発展途上国の要請など) といった諸要因が複雑に錯綜する実相が描写される。そうして著者は、2つの重要な指摘を行う。1つは、同情と連結して提示される中立性 (neutrality) の内情は支配的な力を有する者や援助支援国によって決せられてきたこと、もう1つは、被傷性の概念が1970年代以降、第三世界諸国の経済的脆弱性と結び付けられてきたことである。こうした分析を通して、政治的資源を欠く周縁化された人々が、中立性・被傷性の概念を援用する国際法上の回路を封じられてきた実相が浮き彫りにされる。

5 第3部において著者は、国際災害法が不可視のものとしてきた周縁化と災害の関係性にチャレンジする国際法制度上のあるいは国際法制度／外の (extra-institutional) 手段を模索する。

第6章では、国際災害法の国家中心性の変革に向けて国際人権法の可能性が考察される。法が周縁化された人々にとって有用であるためには、第1に、そうした人々の声を聞き届けられるスペースをつくり出し不均衡な力関係を是正しうるものであること、第2に、周縁化された人々が政治経済的資源を有する者と意思疎通するための言語として機能しうること、が不可欠である。国際人権法はこれらの要請に応える要素を有している。しかし、国際人権法は、法を使用する能力を備えた個人と、法を実現する能力を備えた国家を前提視することから、極度に周縁化された者や政府機能が破綻した国家との関係では有意性をもちえない。また、災害が越境する性質を有している場合にもその実現には深刻な障害が生じ、その一方で、国家を信用していないため国際人権法を用いようとしぬ人々もいる。より本質的には、開発 (経済的暴力) が国際人権法の盲点となっているため、経済的要因等に起因する被傷性と外的危険が収斂した災害に正面から向き合うことが困難である。さらに、国際人権法上の権利を回復するには「被害者」の地位を獲得しなければならないが、国際人権法メカニズムによるその認定は恣意的でありかつ相当の時間を要する。ボパール化学工場事故の被災者たちが、不正義を是正するための過程で人権の言語を用いてこなかった事実は、国際人権法の限界を示唆的に照らし出してもいよう。

TWAIL の手法を駆使して明らかにされるこうした国際人権法の限界を補う可能性を、著者は第7章で2つのアプローチに託す。第1の「制度的アプローチ」は、現地の人々の利益を国際政治にたぐ国際法制度の創設を考究し、コスモポリタン民主主義や多元的民主主義といった諸概念に依拠して構想されるものである。もっとも、このアプローチは、制度構築により新たな「他者 (Other)」を産出することに加え、そもそも周縁化された人々が利用しうる段階にはない。第2の「制度／外アプローチ (extra-institutional approach)」は、周縁化を政治問題化することにより、周縁化された人々の知と国際法の知の体系との相互作用を奨励するものである。このアプローチは多彩な戦略を通して具現化されてきており、その中で国際法は政治的な変革を求め出る要素の一つとして動員されうる。国際法は周縁化された人々の発話を促進するものでなくてはならず、そのためには、災害の社会構築性を理解し、国際法の言語に通暁した学者が「翻訳者 (translator)」として果たす役割が重要となる。

国際災害法と国際人権法の拠って立つ知の体系は、これまで、周縁化された人々の利用を妨げるものとしてあった。最終の第8章は、これを国際法における「民主主義の赤字 (democracy deficit)」の問題と位置付け、その対処策として現段階では「反覇権的グローバル化 (counter-hegemonic globalization)」を促進する上記第二のアプローチが適切であるとの評価を改めて提示する。著者は法のもつ象徴的な機能 (symbolic functions) にも論及し、法に内在する曖昧さや矛盾を利用しな

がら、個人、共同体、政府の間隙をつなぐ道具として機能しうる国際法の意義を強調する。そして、会話と戦略的介入の道具として国際法を捉えることにより、サバルタンの正義のために動員できる法の可能性が前景化することに期待を寄せる。

## 【論文審査の結果の要旨】

### 1 総評

「災害」は今日、国際法の主要なテーマとして立ち現われている。とりわけ 1990 年代以降の規範的展開は、災害にかかわる国際法制度のいっそうの広がりや深化の様相を呈し、「国際災害法」と称される法分野の確立を促すものとしてある。本論文は、この新しき法分野の生成過程と適用実態を多彩な方法論を駆使して精密に分析することで、災害に対して最も脆弱な「周縁化された人々」にとって国際法がいかなる意味を持ち得るのかを根源的に考究するものである。主題としても、分析手法としても新しい地平を切り開いており、内外の学会に大きく寄与する研究成果といえる。

### 2 個別評価

本論文について特に高く評価できるのは次の諸点である。

第 1 に、本論文は、国家中心に形成・適用されてきた国際法学にあって、国際法の形成・適用過程から排除されてきた弱者に着目し、自然災害という極限状況において、被災者である個人が国家に対し、なにがしかの国際法上の権利を主張できるはずであるとの観点から取り組んだ、チャレンジ精神に富んだ作品である。その観点から、既存の国際法規範を実証的に分析し、これまでの自然災害をめぐる国際法・国際人権法は、国家間の救援に関する権利・義務関係を構築してきたにすぎず、被災した個人とりわけ周縁化された人々の権利はほとんど顧みられてこなかったという新たな知見を提示した。

第 2 に、本論文は、サバルタンの概念を議論の枠組みに組み入れて独自の観点から既存の国際法学に切り込んでいる。ポストコロニアル・アプローチや第三世界アプローチといった新しい国際法学の潮流を実証主義の手法と連動させて論述を進めているところに顕著な斬新さが認められるが、研究手法自体はきわめて手堅く、これまでの先行研究・関連文書も十分に参照されている。論文全体の構成もよく整っている。

第 3 に、以上の観点・手法を通じて、国際災害法という国際法における新たな法分野の実情を批判的に照射し、周縁化された人々の正義の実現に資する法の確立に向けた理論的枠組みを一定程度提示した。

このように本論文には高い評価を与えることができるが、その半面において、いくつかの不十分な点も見られる。

第 1 に、方法論と具体的な検討事項の間での視線の往復がもう少し欲しかった。著者の提唱する方法論が具体的な論述あるいは現実の中でどのような成果をもたらすのかという点について、分析がやや不足しているとの感が否めない。また、国内法的な検討と、国際法特有の事情との間の相克と可能性についても、踏み込んだ検討が欲しかった。総じて、著者の構想する、より公正な国際災害法の実体的な内容が必ずしも明確にされていない点も惜まれる。

第 2 に、国際法の存在形式についての理解が不十分な点が散見される。特に、国際慣習法の理解、ハード・ローとソフト・ローの区分が明確でない。新たな法分野の分析であるだけに、法源について

での理解はいつそう精確になされなければならない、慎重な注意が払われてしかるべきである。

第3に、論述の問題として、第6章のように、多くの情報が圧縮して詰め込まれてしまっているところも見受けられる。本論文が膨大な資料を渉猟した研究成果であるがゆえのことでもあるが、より整序された形で情報を提供することにより、論述の説得力がいつそう増すことにも留意されたい。

とはいえ、これらの問題点は今後の課題として深められるべきものにほかならず、前述した本論文の肯定的評価をなんら損なうものではない。

### 3 結論

口頭試問により実施された最終試験においても、審査委員からの質問・コメントに対して的確で熱意あふれる回答がなされた。よって、本論文は、学位請求者フローレンス・シャオ氏が研究者として自立して研究活動を行うに足りる高度の研究能力と豊かな学識を備えていることを示すに十分なものと評価される。

以上の理由により、本審査委員会は、全員一致で、フローレンス・シャオ氏に博士（法学）の学位を授与するのが相当であると認める。